

農業委員会だより

第102号

鳥取市の農業
農家戸数 5,677戸
農地面積 4,274ha
2020年農林業センサス

—とっとり市—

令和4年1月発行・鳥取市農業委員会

〒680-8571 鳥取市幸町71 ☎(0857)30-8482
鳥取市ホームページアドレス <https://www.city.tottori.lg.jp/>

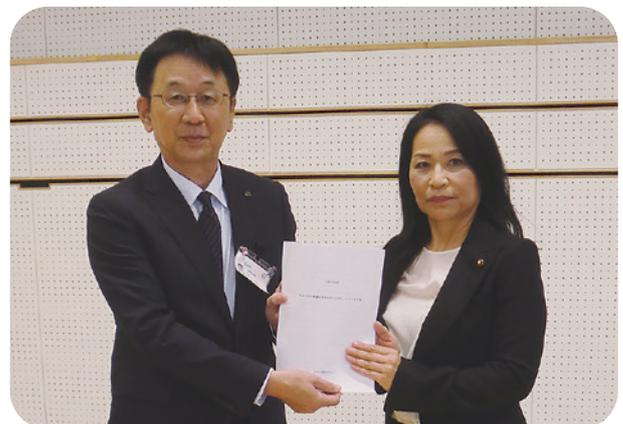


農地ナビ研修会

なれない使用方法に一苦労（関連記事は4ページへ）

も く じ

- 新年のごあいさつ 2
- 利用状況調査を実施しました 2
- 意見書を提出しました 3
- 親元での就農を支援します 4
- 自治功労表彰を受賞されました 4
- 農地に関するQ & A 5
- 農業振興地域整備計画の見直しについて... 6
- 有害鳥獣対策について 6



令和3年度農地利用等最適化推進施策の改善についての意見書を提出しました。（関連記事3ページ）



新年のびあいざつ

鳥取市農業委員会会長

濱田香

新年あけましておめでとうございます。皆様には、健やかに新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。

日頃より農業委員会の活動にご支援とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

長引く新型コロナウイルス感染拡大の終息は今もなお見通せず、異常気象による自然災害など農業分野に大きな影響を及ぼしました。また令和3年産米においては、外食需要の減少などの需給緩和により価格の大幅な下落となり、経営継続の危機も懸念され早急な対策が急務となっております。

農業者の高齢化や耕作放棄地の増加、担い手の育成・確保が急務である中で、気候変動への対応や地球環境に配慮した食料生産への対応も必要になってきました。

こうした状況の中、農業者の所得を増やし経営基盤を強化するとともに、持続可能な地域農業を構築していかねばなりません。

鳥取市農業委員会

では、毎年農地利用

状況調査（農地パト

ロール）を実施して

います。中山間地域の耕作不利な地域では担い手不足で管理が難しくなり有害鳥獣による被害が拡大するなど、農業者の離農にもつながる深刻な状況にあります。

農地の遊休化が増加する中、大切な食料生産基盤であり、災害から国土を守るなど多面的機能を持つ農地を守るため、農業委員会、農地利用の最適化を掲げ、『担い手への農地利用の集積・集約化』『遊休農地の発生防止・解消』『新規参入の促進』の目標を設定し、農業委員と農地利用最適化推進委員が一丸となって取り組んでいます。

引き続き農業従事者の皆様に寄り添いながら、関係機関と連携し本市農業の発展に寄与すべく邁進してまいります。今後ともご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。

新しい年が、皆様にとって実り多き年になりますよう、心から祈念申し上げます、年頭のあいさついたします。

利用状況調査（農地パトロール）を実施しました

農業委員会では、7月から11月にかけて農業委員と農地利用最適化推進委員が遊休農地を中心に利用状況調査（農地パトロール）を行いました。

今年度確認した再生可能な遊休農地の所有者には、令和4年1月中旬頃に「利用意向調査」を発送します。「利用意向調査」には所有者等の皆さまが今後、農地についてどのような意向をお持ちなのか確認するものになります。回答いただいた内容を踏まえ、農地の貸し付けや斡旋など農地の有効利用を進めて行くこととなります。調査書が届いた場合は、添付の資料をご確認の上、回答に御協力をお願いいたします。

遊休農地を放置しておくこと様々な問題が発生します。
・雑草の繁茂や病害虫の発生、また有害鳥獣の温床となります。
・ゴミや産業廃棄物等の不法投棄を招きます。

周辺農地や生活環境への悪影響を及ぼします。
・雑草の繁茂により交通等への悪影響を及ぼします。

農地が一旦、遊休農地化してしまうと、元の状態に戻すのに大変な時間とお金がかかりますので、日頃から除草・耕うん・作付けなど、農地を適正に維持管理しましょう。

農業者年金受給者の方へ

○受給者の住所変更や死亡の際は速やかに届け出ましょう。

転居等により住所が変わった場合や年金を受け取る金融機関を変更する場合は、JA又は農業委員会に相談してください。

受給者の方が死亡した場合、遺族の方が速やかに死亡届をJAに提出して下さい。死亡届の提出が遅れると過払いとなった年金の返納が必要となる場合があります。

○経営移譲年金を受給されている方へ

農地の賃借の相手方の変更や農地の転用などの予定があるときは必ず農業委員会に相談してください。

※農業者年金が減額になる場合があります。

「令和3年度農地等利用最適化推進施策の改善についての意見書」を提出しました

農業委員会は、農地等の最適化の推進をより効率的に実施するため、令和3年11月26日、田中英利市農林水産部長に、「農地等利用最適化推進施策の改善についての意見書」を提出しました。

この意見書は、農業委員会等に関する法律、第38条に基づいて提出するものになります。内容は以下のとおりです。

1 有害鳥獣対策（遊休農地の発生防止・解消）について

農業者において鳥獣による被害への対策は金銭的、肉体的な負担が大きく苦慮している状況です。特に近年、イノシシ・シカ・サル被害が顕著になり、農業者の生産意欲の減退にもつながり、耕作放棄地増加の要因になっていきます。

被害を未然に防ぐために柵設置や捕獲体制などへの被害実態に即した支援の拡充は勿論ですが、メッシュ柵を設置する際、更新時の補助がなく、農業者の負担が大

きく、耕作放棄地の増加にも繋がるため、更新時の支援をお願いします。さらに、個体数を削減させることも重要です。鳥獣捕獲対策に取り組み、捕獲者の育成をお願いします。

また、農地への収穫物の投棄、放任果樹等の撤去などの啓発活動を行うなど、被害を未然に防ぐ努力を求めます。

2 新規参入の促進について

本市でも農業者の高齢化が進んでおり、新たな担い手確保が喫緊の課題となっています。そこで、農業に関心のある農業大学や大学の農学部、U・イターンして農業者を目指す人や定年後に農業を開始されるやる気のある者などに対しPRできるような魅力と所得が得られる作物の検討と研修制度の充実、新規就農者に対する手厚い支援（地域のサポート）の検討をお願いします。

また、本市が推進しているスマート農業は担い手農家だけでな

く、新規参入者も労力軽減等にもつながり参入しやすくなると考えられるので、スマート農業の普及と整備に対する支援をお願いします。

3 担い手への農地利用の集積・集約化・農地の維持について

本市では圃場整備が完了してから長い年月を経た農地が多くあります。また、農地に付随した農道や水路等の経年劣化や農業用機械の大型化に伴い補修や再整備の必要な農道や水路等が多数点在しています。営農を行う上で、生産基盤となる農地の整備が重要なことは言うまでもありませんが、農地の集積・集約化に伴い柔軟な対応が求められています。

また、近年、豪雨災害が各地で発生しています。災害を未然に防ぐためにも、農地の維持は重要です。農地の水路等の維持を個々の農家で対応するのではなく、農地の実情を考慮したうえで、国、県市町村で検討し、営農環境の充実・

向上を図っていただきたい。

4 農業委員会事務局の体制整備について

平成28年度の制度改正により、48人だった農業委員は農業委員24人、農地利用最適化推進委員48人に拡充されました。また、農地利用最適化の推進が農業委員会の必須業務となり、サポートする事務局体制が重要となっています。しかし、農業委員会事務局の人員は、平成29年から1名減となつていきます。業務の充実と農地利用の最適化を推進するための人員の増員を求めます。

相続税等納税猶予を受けている方へ

相続税等納税猶予を受けた農地が営農されていない場合は、納税猶予が打ち切れ、猶予されていた税とともにその期間の利子税も合わせて納付しなければならなりません。

雑草が繁茂している場合はもちろん、農作物の栽培形跡が見られない場合も営農しているとはみなされませんので、十分ご注意ください。

親元での就農を支援します。 【鳥取市親元就農促進支援交付金事業】

認定農業者など地域農業の担い手である農業経営主が、将来、経営を移譲する親元就農者に行う、栽培技術や農業経営ノウハウなどの技術習得研修（年間150日以上かつ年間1200時間以上）に対し交付します。

【交付金の額】

月額10万円（最長2年間）

【農業経営主の要件】

「認定農業者」又は「人・農地プランに地域の中心経営体として位置付けられている者」など

【研修を受ける親元就農者の要件】

次のすべての要件を満たしていること。

- ①申請時の年齢が55歳未満の者
- ②農業経営主の親族（3親等以内の子、孫、甥、姪など）で、申請日から起算して1年前の日以降に親元就農し、将来その経営を継承する予定の者
- ③親元就農研修開始5年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受ける予定の者

また、農業経営主と親元就農者との間で、家族経営協定を締結することが必要となります。

事業の詳細については、気軽に担当部署にお尋ねください。

【問い合わせ先】◆農政企画課 担い手支援係 TEL 0857-30-8305

自治功労表彰を受賞

鳥取市制施行132周年記念式典が10月1日、さざんか会館で開催され、

濱田 香会長（修立・日進・明徳・

富桑・城北・浜坂）

田淵 緑職務代理（八上・西郷）

建部憲二委員（神戸）【中砂見・

下砂見】・大和）

猪口 実委員（散岐）

の4名が自治功労表彰を受賞されました。

この自治功労表彰は、多年にわたり市政に功労した功績に対し贈られたもので、4名とも10年以上農業委員として活動してきました。（氏名の下は現在の担当区域です。）

農地ナビ研修を実施しました

12月9日、農地利用最適化推進委員の山本暁子氏を講師に農業委員・農地利用最適化推進委員が全国農地ナビの研修を行いました。スマートフォンやタブレットを使用し、農地ナビの操作方法を学びました。今後の農地の集積・集約化を実施する話し合いの中で、役立つことと思います。

（全国農地ナビ「農地情報公開システム」は市町村および農業委員会が整備している農地台帳および農地に関する地図について全国農業会議所がインターネット上で公表するサイトです。）

農地に関するQ&A

Q：耕作目的で農地を買う場合、何か要件はありますか？

A：耕作目的で農地を買う場合には農地法第3条の許可が必要となりますが、次のいずれかに該当する場合は、許可できません。

- (1) 権利を取得しようとする者（その世帯員等を含む）が、権利取得後において農業経営に供すべき農地のすべてについて、効率的に耕作すると認められない場合
- (2) 農業生産法人以外の法人が、権利を取得しようとする場合
- (3) 信託の引き受けにより権利が取得される場合
- (4) 権利を取得しようとする者（その世帯員等を含む）が、農業経営に必要な農作業に常時従事すると認められない場合
- (5) 権利取得後の経営面積が、鳥取市農業委員会で定めた^(*2)下限面積未満の場合
- (6) 所有権以外の権限に基づいて耕作の事業を行う者が、その土地を貸し付け、または、質入れしようとする場合
- (7) 取得後に行う耕作等が、農地等の位置、規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生ずる恐れがあると認められる場合

(*2) 下限面積（別段面積）は地域により異なります。

詳しくは鳥取市ホームページまたは鳥取市農業委員会（各総合支所産業建設課）までお問い合わせください。

Q：市街化区域内の農地を耕作目的で買ったり借りたりする場合にも農地法の許可が必要でしょうか？

A：市街化区域内の農地であっても農地法第3条の許可が必要です。

Q：山奥にある墓を所有する農地に移転するのにどんな手続きが必要ですか？

A：農地法第4条の許可が必要となります。すべてが該当になるわけではないので、事前にお問い合わせください。

Q：農地を相続する場合には農地法の許可が必要ですか？

A：農地法第3条の許可は必要ありませんが、農地を相続した場合は農業委員会への届出が必要です。

※転用手続きについて

申請の締め切りは毎月20日です。

農業振興地域整備計画の見直し

鳥取市は、「鳥取農業振興地域整備計画」の中で、今後も優良農地として守っていくべき区域として「農用地区域」を定めています。この計画は概ね5年ごとに見直すことが法律で定められていることから、今年度、計画の見直し作業を行っています。これに伴い、現在、農用地区域からの除外等に係る届け出の受付を停止しています。なお、次回受付開始は5月8日からとなります。

■問い合わせ先

農政企画課 農政係

☎30-8302

有害鳥獣対策

農地利用最適化推進委員

鳥獣管理士 山本暁子

動物から田畑を守る

有害鳥獣の被害を根本的に解決するには、次の3本柱による地域ぐるみの対策が必要です。

- ①有害鳥獣の数を減らす
 - ②動物から土地を守る
 - ③動物が近づかない環境にする
- 前号では、①についてお話しま

した。今回は「②動物から土地を守る」についてお伝えします。

守るⅡ防護柵の設置

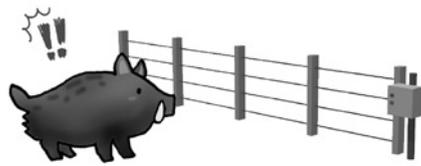
侵入防止柵の設置は、比較的安価で効果的な防護方法です。ただ、間違った方法で設置したり、維持管理をしないと、効果を発揮しにくくなります。

▼侵入防止柵の種類

現在、多種多様な柵が販売されていますが、侵入防止柵は「物理柵と心理柵」の2つに大別されます。

物理柵とは、ワイヤーメッシュやネット柵、トタンなどのこと。強度と高さが必要なので、設置が大変でコストもかかりますが、こまめな管理は不要です。

心理柵は、電気柵が代表例。「電気柵は痛い」と動物に学習させ、近寄らせないようになります。設置が簡単で安価ですが、漏電を防ぐために定期的に草刈をする等のこまめな管理が必要です。



獣種によって効果的な柵の種類

や設置方法があります。予算や労力に応じて適切な柵を選択しましょう。

▼集団的な柵整備が効果的

動物の活動ゾーンと人間の活動ゾーンをしっかりと分けることで、より効果的に防除ができます。そのためには、それぞれの田畑ごとにポツポツと柵を設置するのではなく、田畑一帯を大きく囲うように設置するのが効果的です。集落単位や農地に関わっている人たちが全員で話し合い、設置計画を立てることをおすすめします。「設置費用が・・・」という方は、鳥獣被害防止総合対策交付金等の制度の活用もご検討下さい。

▼設置は被害に遭う前に

侵入防止柵は被害が出る前に設置するのが効果的です。今被害にあっていないとしても、近隣で被害がある場合は、早目に設置しましょう。動物が「ここは安全に美味しいものが食べられた場所だぞ」と一度記憶すると、無理やりにでも柵を超えて入って来ることがあります。

▼正しく設置、定期的な点検

「せっかく柵を設置したのに、動物に入られてしまった」というケースも多くみられます。侵入防止柵は正しく設置をし、定期的な点検を行わないと十分な効果が得

られません。

鳥取県には「鳥獣対策 虎の巻」や「柵設置・点検マニュアル」が用意されていますので、是非ご覧下さい。

鳥獣対策 虎の巻



柵設置・点検
マニュアル



農地を活かし 担い手を応援する



毎月4回金曜日発行（月額700円）
「全国農業新聞」は全国農業会議所が発行する農業委員会系統組織の情報紙です。

◎購読申込：農業委員会事務局にお問い合わせください。

編集後記

農家相談会を11月に市内各地のJA支店や総合支所で行った。関係者の皆さま、御協力ありがとうございました。相談内容は様々でしたが、農地の保全や耕作者探しの相談が多かった。すぐ答えが出せるものばかりではなく、来年以降ますます増加すると思われる。これを解消する一つの手段として「人・農地プラン」の話し合いがある。将来の地域の「担い手」と「農地」について改めて話し合う必要が強く感じられた。来年こそコロナが収まり平和な一年となりますように。

(下)